



# 坂井市不妊検査・一般不妊治療の助成について

市では、一般不妊治療（検査を含む）を受けたご夫婦の経済的負担軽減のため、その治療にかかる費用の一部を助成しています。

## 1. 対象者 次の要件を、すべて満たす市民の方が対象です。

- ・不妊検査・一般不妊治療を受けた夫婦であること  
（事実婚の場合は、法律上の配偶者を有しない男女に限る。）
- ・夫もしくは妻のいずれか一方または両方の住民登録が坂井市にあること
- ・夫婦ともに市税を滞納していないこと
- ・検査・治療開始日の妻の年齢が満43歳以上であること  
※妻の年齢が42歳以下の方には県の助成がありますので県へお問い合わせください。

## 2. 助成内容

### （1）助成額および助成回数

1組の夫婦に対して1回限り、助成対象費用にかかる自己負担額の1/2（1円未満切捨て）を3万5千円上限まで助成します。

### （2）助成の対象となる治療

- ・令和4年4月1日以降に受けた不妊検査・一般不妊治療（人工授精は除く）で、検査・治療開始から2年以内のもの。※保険適用の有無は問わない

- 《必要書類》
- ①不妊検査・一般不妊治療費助成事業受診等証明書
  - ②領収書
  - ③両人の続柄が記載された住民票 ※両人の続柄が確認できない場合のみ
  - ④夫婦両人の戸籍謄本 ※事実婚の場合のみ
  - ⑤事実婚関係に関する申立書・意向確認書 ※事実婚の場合のみ
  - ⑥振込先がわかるもの（通帳等）

## 3. 申請期限 次のいずれかに該当することとなった日の翌日

### から1年以内です。

- （1）検査または治療に係る夫婦の自己負担額が7万円を超えたとき
- （2）検査または治療を終了したとき（夫婦のいずれか遅い方）
- （3）夫婦のいずれか早いほうの検査開始日の翌日から起算して2年を経過したとき

「坂井市不妊治療費助成金（不妊検査・一般不妊治療）交付申請書兼請求書」に必要書類を添付し、下記の受付窓口へ申請してください。



詳細はQRコードから  
HPをご覧ください

### 【問合せ先・申請受付窓口】

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1  
坂井市役所 健康増進課 TEL：50-3067 FAX：66-2940